

# 第111回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 事業報告

業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要……………	1
会社の支配に関する基本方針……………	6

## 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書……………	8
連結注記表……………	9

## 計算書類

株主資本等変動計算書……………	23
個別注記表……………	24

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 宝ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様提供しております。

## 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

### 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム基本方針）

#### （１）当企業集団の企業理念と誠実で公正な企業活動のために

当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当企業集団」という）では、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念を掲げ、常に誠実で公正な企業活動を行うことを経営のよりどころとする。

そこで、誠実で公正な企業活動の確保を目指すため、当企業集団全体のコンプライアンス活動を統括する組織として、当社社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、運営する。同委員会では、以下の基本的な考え方に立った「宝グループコンプライアンス行動指針」を制定し、当企業集団の役員・社員のひとりひとは、この指針に基づき、日常の業務活動を行うこととする。

- i) 国内外の法令を遵守するとともに、社会倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って行動する。
- ii) 自然環境への負荷の軽減に取り組み、生命の尊厳を大切にした生命科学の発展に貢献する。
- iii) この行動指針に反してまで利益を追求することをせず、公正な競争を通じた利益追求をすることで、広く社会にとって有用な存在として持続的な事業活動を行う。
- iv) 就業規則を遵守し、就業規則に違反するような不正または不誠実な行為は行わない。
- v) 常に公私のけじめをつけ、会社の資産・情報や業務上の権限・立場を利用しての個人的な利益は追求しない。

#### （２）当企業集団の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「宝グループコンプライアンス行動指針」により、当企業集団の役員・社員のひとりひとりが遵守すべき「法・社会倫理」に関わる行動指針を明示し、集合研修や職場での日常的指導などを通じて当企業集団の役員・社員を教育する。
- ② 反社会的勢力に対しては、当該行動指針を遵守することにより毅然と対応し、一切の関係を持たないこととする。
- ③ 役員・社員が当企業集団の業務上の法令違反および不正行為を発見した場合において、通常の業務遂行上の手段・方法によっては問題の解決・防止が困難または不可能であるときの通報窓口として「ヘルプライン」を社内および社外第三者機関に設置し、運営する。通報等の行為を理由とする通報者の不利益取扱は禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。
- ④ 「内部監査規程」に基づく内部監査を実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の適正の確保に努める。なお、内部監査担当部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能を確保するための独立した組織とする。

- ⑤ 当企業集団では、財務報告の信頼性を確保するための全社的な体制を整備し、評価・改善を行い、これらの体制整備の充実を継続的に行う。

### **(3) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

- ① 「情報管理規程」を制定して、取締役および使用人の職務の執行状況を事後的に適切に確認するとともに情報の取扱に起因するリスクを防止・軽減するための基本体制を整備・運用する。
- ② 個別具体的な情報の保管年限・管理体制（情報セキュリティ体制を含む）等に関しては、順次個別に規程・取扱要領等を整備・運用する。
- ③ 当社と子会社との関係に関する「グループ会社管理規程」を制定し、各子会社の独自性・自立性を維持しつつ、事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件については事前協議を行い、または事後すみやかな報告を受けることとする。

### **(4) 当企業集団の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① 「リスク・コンプライアンス委員会」が当企業集団の「リスク管理」全体を統括し、同委員会の監督のもと、各担当部門において「法・社会倫理」「商品の安全と品質」「安全衛生」その他当企業集団を取り巻くリスクを防止・軽減する活動に取り組む。
- ② 緊急事態発生時には、リスク・コンプライアンス委員会においてあらかじめ定める「宝グループ緊急時対応マニュアル」に基づき、必要に応じて緊急対策本部を設置した上で、当該事態に対処する。

### **(5) 当企業集団の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 当企業集団における業務執行上の意思決定および情報提供が適正かつ迅速に行われることを目的として、次の会議体を設置し、運営する。
  - i) 当企業集団のグループ経営全体に関わる重要事項の協議、グループ各社の業績レビュー、ならびに活動状況の報告を行う「グループ戦略会議」を原則として年6回以上開催する。
  - ii) 宝酒造株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「宝酒造戦略会議」を原則として毎月1回開催する。
  - iii) 宝酒造インターナショナル株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「宝酒造インターナショナル戦略会議」を原則として毎月1回開催する。
  - iv) タカラバイオ株式会社の取締役会決議事項等の重要事項についての報告および活動状況の報告を行う「タカラバイオ連絡会議」を原則として毎月1回開催する。

- v) その他の子会社の取締役会議事項等の重要事項についての事前協議および報告ならびに活動状況の報告を行う「戦略会議」や「協議連絡会議」を各社ごとにそれぞれ原則として年4回開催する。
  - ② 社内の指揮命令系統および業務分掌を明確にするため、「役員職務規程」ならびに「組織および職務権限規程」を制定し、取締役および使用人による適切かつ迅速な意思決定・執行が行える体制を整備・運用する。
  - ③ 取締役会または各取締役の監督・指導のもと、各担当部門において、または必要に応じて部門横断的なプロジェクトチームを組織して、効率経営の確保に向けた業務の合理化・迅速化・電子化等に継続的に取り組む。
  - ④ 内部監査は、効率性の観点にも立って実施し、当該内部監査の結果をふまえて必要な対策を講じることにより、職務執行の効率性の確保に努める。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会およびグループ戦略会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧する。また、必要に応じて、各子会社の戦略会議・連絡会議等の重要な会議への出席その他の方法により、当企業集団内の取締役および使用人に説明を求める。
  - ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。
  - ③ 監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。
- (7) **監査役への報告に関する体制および監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するために、取締役会およびグループ戦略会議に出席し、稟議書その他の業務執行上の重要な書類を閲覧する。また、必要に応じて、各子会社の戦略会議・連絡会議等の重要な会議への出席その他の方法により、当企業集団内の取締役および使用人に説明を求める。
  - ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、監査役に報告しなければならない。
  - ③ 監査役に報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、この旨を当企業集団全体に周知する。
- (8) **監査役は、その職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払その他の請求をした場合は、当該監査役は、その職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。**
- ① 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払その他の請求をした場合は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められたときを除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。
  - ② 監査役は、有効かつ効率的な監査を実施するべく、内部監査担当部門と緊密な連携を保持する。

## **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）は、取締役会が決議した前記の基本方針に基づいて整備・運用しております。取締役は、取締役会その他の会議体等でその整備・運用状況についての報告を受け、必要に応じて自らの担当部門に指示を行う等、その監督責任を適切に果たしております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要については、以下のとおりです。

### **（１）業務の適正を確保するための体制全般**

- ① 取締役会が決議した当企業集団の「業務の適正を確保するための体制」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会が承認した年度計画に沿って、コンプライアンスおよび事業継続計画（BCP）を含むリスク管理の推進を図っております。
- ② 「内部監査規程」に基づき内部監査担当部門が実施した内部監査の結果をふまえて、必要な対策を講じることにより、業務の適正性および効率性の確保に努めております。また、内部監査担当部門は、独立性を保持しつつ、取締役会および監査役会に定期的に直接報告を行い適切な監督を受けるとともに、監査役会との連携を強化することにより監査の実効性を上げ、内部監査の品質向上等を図っております。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するために整備した体制のもと、業務運用状況についての確認・見直し・改善を行い、内部統制委員会がその有効性を評価しております。

### **（２）コンプライアンス体制**

- ① 「宝グループコンプライアンス行動指針」で明示した「法・社会倫理」に関わる行動指針が当企業集団全体に広く実践されるよう浸透を図っております。特に反社会的勢力に対しては毅然と対応し、一切の関係を持たないこととしております。
- ② コンプライアンス推進活動を補佐するために職場ごとに選任しているリスク・コンプライアンスリーダーを対象とする研修を実施し、その役割を果たす上で必要となる知識および意識の周知・徹底を図る他、チェックリスト等を用いて各社のコンプライアンス水準のモニタリングを行っております。
- ③ コンプライアンス研修ツールを用いて各職場における能動的なコンプライアンス教育の促進を図っております。
- ④ 社内および社外第三者機関に設置した内部通報窓口である「ヘルプライン」への通報に対しては、社内関係部門の連携により適切に対応しております。

### **（３）リスク管理体制**

- ① 当企業集団をめぐる様々なリスクを抽出して評価を行い、その対応策や役割分担を明確にするために作成している「リスク対応マップ」に基づき、各リスクに対する定期的な再評価や必要に応じた追加対応策を実施することに加え、新規リスクの抽出を継続的に実施

すること等を通じて、リスクの顕在化防止・低減に取り組んでおります。

- ② 地方自治体や他社の事業継続計画・災害時対応等を調査・研究し、当社において策定している災害時対応等を含めた事業継続計画（BCP）の妥当性や実効性を検証し、その充実を図っております。

#### （４）グループ会社の経営管理

- ① 「グループ会社管理規程」に基づき、各社の事業活動等の定期的な報告に加え、重要案件について当社の各会議体における事前協議・報告を行うこととしている他、その重要度によっては、当社の取締役会における審議を行う体制を整備しております。
- ② 国内グループ会社に関しては、その代表取締役を招集した会議において、事業計画の重要性や、コンプライアンスおよびリスク管理において必要となる知識および意識の向上のための研修を実施しております。
- ③ 海外グループ会社に関しては、新たに当企業集団の一員となった会社に対し、当企業集団の企業理念や「宝グループコンプライアンス行動指針」の浸透と、事業基盤の整備に向けた各社の取組みへの指導・支援・助言を行う体制を整備しております。

#### （５）監査役の監査の実効性の確保に関する体制

- ① 監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して取締役等からの報告を受ける他、代表取締役との定期的な会合における意見交換、さらには業務執行上の重要書類の閲覧や業務執行取締役のヒアリング等を通じて、取締役の職務執行状況を監査しております。
- ② 監査役は、内部監査担当部門、会計監査人および子会社の監査役から定期的に報告を受け、意見交換を行う等緊密な連携を図ることにより、監査の有効性および効率性を確保しております。

## 会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主および投資家の皆様の自由な判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して、株主の皆様が、当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様判断によるものと考えております。

また、当社は、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに企業価値、ひいては、株主の皆様のご共同の利益（以下、単に「株主共同の利益」といいます。）が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主グループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

一方で、当社および当社グループ（以下、総称して「当社グループ」といいます。）は、「自然との調和を大切に、発酵やバイオの技術を通じて人間の健康的な暮らしと生き生きとした社会づくりに貢献します」という企業理念のもと、日本伝統の酒造りの発酵技術と最先端のバイオ技術の革新を通じて、食生活や生活スタイル、ライフサイエンスにおける新たな可能性を探求し、新たな価値を創造し続けることによって、社会への貢献を果たしています。

また、グループとしての企業価値の向上を一層追求するために2002年に持株会社体制に移行し、当社は持株会社として、それぞれの事業会社グループの独自性と自立性を確保しながら、グループ全体の経営を調整、統括することにより、最大限の事業成果を追求しております。2020年には当社グループ創立100周年を迎える2026年3月期を最終年度とする長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100<sup>th</sup>」を策定し、当社グループとしての「ありたい姿」である「おいしさを追求する技術と革新的なバイオ技術によって、和酒・日本食とライフサイエンスにおける多様な価値を安全・安心に提供し続ける企業グループとなることで、人と人の繋がりと笑顔にあふれた健康的で豊かな日々の暮らしへの貢献を目指す」ことを通じて、当社グループの企業価値の向上を目指しております。

以上のような状況において、当社は、当社グループの経営にあたっては、それぞれの事業会社が営む異なるビジネスモデルを持つ各事業に関する高度な専門知識と豊富な経験が必要であり、また、当社グループを取り巻く国内外のあらゆるステークホルダーとの間に築かれた信頼関係が不可欠であると考えております。これらの諸要素こそが、当社グループの企業価値の源泉となっているため、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、将来にわたる株主共同の利益の確保、向上を追求する前提において、このような関係性を十分理解する必要があると考えております。

**(2) 基本方針の実現に資する取組みおよび基本方針に照らして不適切な者によって  
当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

**① 基本方針の実現に資する取組み**

当社は、前記(1)のとおり長期経営構想「TaKaRa Group Challenge for the 100<sup>th</sup>」を策定して当社グループとしての「ありたい姿」の実現を目指すとともに、その実行計画の第1ステップとして「宝グループ中期経営計画2022」を策定し、これらに従った取組みを進めております。(「宝グループ中期経営計画2022」の概要等につきましては、事業報告1.

(6)「対処すべき課題」をご参照ください。)

当社は、こうした経営構想・経営計画を着実に実行していくとともに、信頼される企業グループであり続けるために、株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーとの適切なコミュニケーションに努めることを通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上ひいては株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

**② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の  
決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2019年6月27日開催の当社第108回定時株主総会終結の時をもって「当社株券等の大規模な買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」を継続せず、廃止しておりますが、当社株式を大規模に買い付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者に対しては、当社の株主の皆様がその是非を適切に判断できるよう、必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係諸法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

**(3) 前記(2)の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由**

前記(2)に記載した各取組みは、前記(1)記載の基本方針に従い、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。



## 連結株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,226	2,292	135,184	△1,682	149,020
会計方針の変更による累積的影響額			△1,867		△1,867
会計方針の変更を反映した当期首残高	13,226	2,292	133,316	△1,682	147,152
当期変動額					
剰余金の配当			△4,151		△4,151
親会社株主に帰属する当期純利益			20,769		20,769
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減		206			206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	206	16,617	△0	16,823
当期末残高	13,226	2,499	149,933	△1,682	163,976

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,370	193	△2,840	△859	7,863	34,650	191,535
会計方針の変更による累積的影響額							△1,867
会計方針の変更を反映した当期首残高	11,370	193	△2,840	△859	7,863	34,650	189,667
当期変動額							
剰余金の配当							△4,151
親会社株主に帰属する当期純利益							20,769
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							0
連結子会社株式の取得による持分の増減							206
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	845	219	7,171	343	8,580	9,484	18,064
当期変動額合計	845	219	7,171	343	8,580	9,484	34,888
当期末残高	12,216	412	4,330	△515	16,443	44,135	224,555

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 58社
- ・主要な連結子会社の名称 宝酒造株式会社、宝酒造インターナショナル株式会社、Takara Sake USA Inc.、Age International, Inc.、The Tomatin Distillery Co.Ltd、FOODEX S.A.S.、Cominport Distribución S.L.、Tazaki Foods Ltd.、Mutual Trading Co.,Inc.、Nippon Food Supplies Company Pty Ltd、タカラバイオ株式会社、Takara Bio USA, Inc.、宝生物工程(大連)有限公司、宝日医生物技术(北京)有限公司、Takara Bio Europe S.A.S.、タカラ物流システム株式会社、株式会社ラック・コーポレーション

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 Yutaka Foods Ltd. (英国)
- ・連結の範囲から除いた理由 同社は休眠会社であり、重要性が無いため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社 1社  
の数
- ・会社等の名称 日本合成アルコール株式会社

##### ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称 (非連結子会社) Yutaka Foods Ltd.
- ・持分法を適用しない理由 非連結子会社であるYutaka Foods Ltd. は休眠会社であり、重要性が無いため、また、関連会社1社に対する投資については、同社の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分に見合う額の連結純損益及び連結利益剰余金等に与える影響がいずれも軽微であるため、それぞれ持分法を適用せず原価法で評価しております。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と異なっております。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日との差異が3か月以内であるため、それぞれの決算日に係る計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (イ) 有価証券

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ・その他有価証券
  - 市場価格のない株式 時価法
  - 等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  - 市場価格のない株式 移動平均法による原価法
  - 等

- (ロ) 棚卸資産 主として総平均法による原価法  
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 8～50年
- 機械装置及び運搬具 4～15年

##### (ロ) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (ハ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

##### (イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

##### (イ) 宝酒造及び宝酒造インターナショナルグループ

宝酒造及び宝酒造インターナショナルグループにおいては、酒類の製造・販売、海外の日本食レストラン等への日本食材などの販売を行っており、通常顧客へ製品を引き渡した時点で、製品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。国内販売取引において出荷から顧客への支配の移転までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束した対価から、第三者のために回収する消費税等、割戻・販売奨励金を控除した金額で算定しております。

卸売業者を経由した小売店等の仕入に係る販売奨励金の見積りにあたっては、小売店等の推計仕入数量に過去の実績単価などを勘案した見積り単価を乗じて算定しております。

取引の対価は、収益を計上してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

##### (ロ) タカラバイオグループ

タカラバイオグループにおいては、顧客との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容および履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

試薬および機器では、主に試薬の製造販売、機器の販売を行っております。国内の顧客への商品および製品の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、主に顧客に出荷した時点で収益を認識しております。

海外の顧客への商品および製品の販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づき、運送人引渡時点等の支配が顧客に移転したと認識した時点で収益を認識しております。

受託では、主に再生医療等製品関連、遺伝子解析・検査関連受託等の短期の受託を行っております。このような取引については、契約に応じて、主に検収、受領、出荷等の支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(ハ) その他のセグメント

国内グループ会社においては、ワインの輸入販売や物流事業などを行っております。

ワインの輸入販売では、国内販売取引であり、出荷から顧客への支配の移転までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

物流事業では、貨物の配送サービスなどを行っており、多くの取引が1日で配送まで完了することから、集荷を行った時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束した対価から、第三者のために回収する消費税等を控除した金額で算定しております。

取引の対価は、収益を計上してから1年以内に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(イ) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含まれております。

(ロ) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。

- (ハ) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から処理することとしております。  
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- (ニ) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、20年以内の一定の年数により均等償却を行っております。
- (ホ) 連結納税制度の適用  
当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。
- (ヘ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記 (会計方針の変更)

### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用

し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客に支払われる対価の一部について、従来は販売費及び一般管理費として処理する方法によっておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。また、決算日後に顧客に支払われる対価として見込まれる金額を従来は流動負債の「未払費用」の一部および「販売促進引当金」として表示しておりましたが、返金負債として流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用していません。

この結果、当連結会計年度の売上高、販売費及び一般管理費はそれぞれ29,028百万円減少しております。なお、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高は1,867百万円減少しており、当連結会計年度末における流動負債の「その他」に含まれる返金負債の金額は6,328百万円であります。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当会計基準等の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 会計上の見積りに関する注記 のれんについて

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
のれん 10,070百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①宝酒造インターナショナルグループ

3,760百万円ののれんを計上しております。これは、主としてFOODEX

S. A. S.、Tazaki Foods Ltd.、Cominport Distribución S.L.など海外日本食材卸事業を営む会社の株式を取得した際に計上したものであります。

のれんの減損の兆候を判定するにあたり、主として事業会社ごとを1つの資産グループとして資産のグルーピングを行っております。のれんを有するすべての資産グループは、営業活動から生ずる損益が安定してプラスであるなど、当連結会計年度末において、のれんの減損の兆候を示しておらず、翌連結会計年度の経営環境が大きく変化しない限り、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

## ②タカラバイオグループ

6,309百万円のものれんを計上しております。これは過去、Takara Bio USA, Inc.がClontech Laboratories, Inc.、Rubicon Genomics, Inc.、WaferGen Bio-systems, Inc.のそれぞれ全株式を取得した際に計上したものであります。

Takara Bio USA, Inc.をのれんを含む報告単位として決定し、減損の兆候を判定するための手続きを実施しております。報告単位の回収可能価額は、公正価値に基づいて算定しております。公正価値は、主として見積り将来キャッシュ・フローの割引現在価値により算定しており、当該キャッシュ・フローの見積りには、将来の成長率等の仮定を使用しております。

なお、当連結会計年度末において、回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、回収可能価額の算定に用いた将来の成長率等について合理的な範囲で変動があった場合でも、重要な減損損失が発生する可能性は低いと判断しております。

## 返金負債について

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

返金負債 6,328百万円

連結計算書類上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

割戻・販売奨励金のうち、決算日後に支払われると見込まれる金額を返金負債として計上しております。連結子会社である宝酒造株式会社で計上した返金負債は6,325百万円であり、この中に卸売業者を経由した小売店等の仕入に係る販売奨励金の見積り計上額が4,820百万円含まれております。

卸売業者を経由した小売店等の仕入に係る販売奨励金の見積りにあたっては、小売店等の推計仕入数量に過去の実績単価などを勘案した見積り単価を乗じて算定しております。卸売業者を経由した小売店等の仕入数量のうち、期末月の数量は決算時点では全てを入手できないため、決算時点で入手した仕入数量データを用いて、支社別・品種別に推計しております。

このため、決算日後に実際に請求される金額との間に乖離が発生した場



合は、翌期の損益に影響を与える可能性があります。なお、毎月実際に請求される金額との乖離を確認しており、重要な乖離が発生する可能性は低いと判断しております。

#### 4. 追加情報

##### 新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響について、当連結会計年度の連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づき、地域ごとに異なるものの、総じて2022年度も一定期間は継続することを前提としております。当連結会計年度末におけるのれんの減損及び繰延税金資産の回収可能性については、上述した前提をもとに見積り及び判断を行っておりますが、のれんについて減損の兆候は識別されておらず、また繰延税金資産の回収可能性について評価性引当額の追加計上は不要と判断しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響は不確実性が高いため、上記前提に変化が生じた場合には、当社グループの財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

##### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形及び売掛金	286百万円
商品及び製品	571百万円
計	857百万円

上記の資産は、長期借入金(1年内返済分含む)83百万円の担保に供しております。

##### (2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 125,803百万円

##### (3) 圧縮記帳

国庫補助金等により取得した固定資産から直接控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物及び構築物	1,337百万円
機械装置及び運搬具	3,242百万円
有形固定資産の「その他」	524百万円
無形固定資産の「その他」	1百万円
計	5,105百万円

#### (4) 顧客との契約から生じた債権

「受取手形及び売掛金」及び「電子記録債権」のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりです。

受取手形	1,064百万円
売掛金	61,791百万円
電子記録債権	7,403百万円

### 6. 連結損益計算書に関する注記

#### (1) 国庫補助金および固定資産圧縮損

補助金等の受入額は「国庫補助金」として特別利益に計上するとともに、当該補助金等にかかる固定資産の圧縮記帳額は「固定資産圧縮損」として特別損失に計上しております。

#### (2) 製品自主回収関連損失

宝酒造セグメントにおいて、製品の自主回収を行いました。これに伴い、発生した回収費用や製品廃棄費用などを特別損失へ計上しております。

#### (3) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

### 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 当連結会計年度末の発行済株式の総数に関する事項

普通株式	199,699,743株
------	--------------

#### (2) 配当に関する事項

##### ① 配当金支払額

2021年6月29日開催の第110回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	4,151百万円
・1株当たり配当金額	21円00銭
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月30日

##### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催予定の第111回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・ 配当金の総額	7,315百万円
・ 配当の原資	利益剰余金
・ 1株当たり配当金額	37円00銭
・ 基準日	2022年3月31日
・ 効力発生日	2022年6月30日

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループでは、運用は、安全性の高い金融資産に限定しており、調達  
は、主として銀行等金融機関からの借入及び社債（短期社債含む）の発行によ  
っております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、各社の  
与信管理規程などに従って取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、回収懸  
念の早期把握や、貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券は譲渡性預金や満期保有目的の債券が主なものでありますが、短期  
かつ格付の高いものに限定しております。また、投資有価証券は株式であり、  
市場価格のない株式等以外のものについては四半期ごとに時価の把握を行い、  
市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行って  
おります。

借入金及び社債は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であり、そのう  
ち長期借入金の返済日は決算日後、最長で8年後であり、社債の償還日は決算  
日後、最長で9年後であります。

デリバティブ取引は内部の規程に則って行われ、主として外貨建取引の為替  
変動リスクをヘッジする目的で、為替予約取引、通貨オプション取引を実施し  
ております。またデリバティブ取引は、ヘッジ対象となる資産・負債及び取引  
の有するリスクを軽減する目的でのみ行われ、その契約額等にも制限を設けて  
おります。なお、デリバティブ取引の相手先は格付の高い金融機関に限定して  
いるため、信用リスクは僅少であると考えております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につ  
いては、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照  
表計上額3,468百万円）は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債  
権、有価証券（信託受益権及び譲渡性預金に限る）、支払手形及び買掛金、短  
期借入金、未払酒税ならびに未払法人税等は短期間で決済されるため、時価が  
帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券	25,759	25,759	-
(2) 社債 (1年内償還予定のものを含む)	(30,000)	(29,937)	(△62)
(3) 長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	(15,507)	(15,451)	(△55)
(4) リース債務	(3,005)	(2,977)	(△27)
(5) デリバティブ取引 (*2)	526	526	-

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	25,759	-	-	25,759
デリバティブ取引	-	526	-	526

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定のものを含む)	-	(29,937)	-	(29,937)
長期借入金 (1年内返済予定のものを含む)	-	(15,451)	-	(15,451)
リース債務	-	(2,977)	-	(2,977)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定のものを含む）、長期借入金（1年内返済予定のものを含む）、リース債務

これらの債務の時価については、元利金の合計額を当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	912円58銭
1株当たり当期純利益	105円05銭

(注)「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用し、「収益認識に関する会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額は、9円45銭減少しております。なお、1株当たり当期純利益に与える影響はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	宝酒造	宝酒造イ ンターナ ショナル グループ	タカラバ イオグル ープ	計		
酒類	118,889	12,194	-	131,084	4,542	135,626
海外日本食材卸	-	89,725	-	89,725	-	89,725
バイオ	-	-	67,699	67,699	-	67,699
その他	-	-	-	-	7,261	7,261
顧客との契約から生 じる収益	118,889	101,920	67,699	288,510	11,803	300,313
その他の収益	-	-	-	-	605	605
外部顧客への売上高	118,889	101,920	67,699	288,510	12,408	300,918

(注) 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「顧客との契約から生じる収益」にワインの輸入販売や貨物の配送サービスなどによる収益を区分しており、「その他の収益」に企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく不動産賃貸収入を区分しております。

なお、外部顧客への売上高にセグメント間の内部売上高を加えたセグメント売上高は以下の通りであります。

	報告セグメント				その他及 びセグメ ント間売 上高消去	合計
	宝酒造	宝酒造イ ンターナ ショナル グループ	タカラバ イオグル ープ	計		
外部顧客への売上高	118,889	101,920	67,699	288,510	12,408	300,918
セグメント間の 内部売上高	820	265	0	1,086	△1,086	-
セグメント売上高	119,710	102,186	67,699	289,596	11,322	300,918

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

### (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

なお、連結貸借対照表上、契約資産は金額的重要性が乏しいため「受取手形及び売掛金」に、契約負債は金額的重要性が乏しいため流動負債の「その他」に含めて表示しております。

#### ②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足(または部分的に未充足)の履行義務は当連結会計年度末において1,926百万円であります。当該履行義務は受託におけるものであり、期末日後1年以内に約80%、それ以降に残りの約20%が収益として認識されると見込んでおります。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利益 準備金	利 益 剰 余 金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金			
					固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	13,226	3,158	-	3,158	3,305	234	35,000	8,103	46,643
当期変動額									
剰余金の配当								△4,151	△4,151
当期純利益								4,900	4,900
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	-	748	748
当期末残高	13,226	3,158	0	3,158	3,305	234	35,000	8,852	47,392

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△1,682	61,346	10,918	72,265
当期変動額				
剰余金の配当		△4,151		△4,151
当期純利益		4,900		4,900
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	0	0		0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			973	973
当期変動額合計	△0	748	973	1,721
当期末残高	△1,682	62,094	11,892	73,986

(百万円未満は切り捨てて表示しております。)



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

- |                     |  |
|---------------------|--|
| ・満期保有目的の債券          | 償却原価法(定額法)                               |
| ・子会社株式及び関連会社株式      | 移動平均法による原価法                              |
| ・その他有価証券            |  |
| 市場価格のない株式等<br>以外のもの | 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 市場価格のない株式等          | 移動平均法による原価法                              |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| ①有形固定資産(リース資産を除く)          | 主として定率法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物 8～50年          |
| ②無形固定資産(リース資産を除く)          | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 |
| ③リース資産                     |   |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。                             |

#### (3) 引当金の計上基準

- |          |   |
|----------|---|
| ①貸倒引当金   | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。   |
| ②賞与引当金   | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。   |
| ③退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により処理しております。 |

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、持株会社として各事業会社を統括するほか、グループ各社の間接業務の受託や不動産賃貸事業を行っております。グループ会社の間接業務の受託における履行義務は、定められた役務を提供することであり、当該履行義務は時の経過につれて充足されることから、契約期間にわたって期間均等額で収益を認識しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- |                                  |  |
|----------------------------------|--|
| ①退職給付に係る会計処理                     | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。  |
| ②外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準           | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は営業外損益として処理しております。  |
| ③連結納税制度の適用                       | 連結納税制度を適用しております。   |
| ④連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 | 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。 |

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (会計方針の変更)

#### 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転

した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、当会計基準等の適用が計算書類に与える影響は軽微であります。

#### 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、当会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	2,077百万円
----------------	----------

#### (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10,124百万円
長期金銭債権	8,915百万円
短期金銭債務	3,339百万円
長期金銭債務	113百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	8,722百万円
------	----------

営業費用	143百万円
------	--------

営業取引以外の取引による取引高	178百万円
-----------------	--------

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,995,577株
------	------------

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損及び退職給付引当金の否認額によるものであり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は315百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金によるものであります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位:百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	宝酒造株式会社	所有 直接100%	役員の兼任	商標使用料の受取	1,479	売掛金	281
				業務受託料の受取	1,915		

取引条件及び取引条件の決定方針等

商標使用料の受取額については、宝酒造株式会社の売上高に1%を乗じて計算しております(ただし、宝酒造株式会社から宝酒造インターナショナル株式会社に対する売上高については、これを除いて計算しております)。業務受託料の受取額については、業務内容等を勘案し協議の上決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	374円23銭
1株当たり当期純利益	24円79銭

## 9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。